

四日市市病院管理規程第2号

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成18年病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料の調整額の支給) 第3条 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 看護補助者</u> 2 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 前項第3号に該当する職員 月額6,</u> <u>000円</u>	(給料の調整額の支給) 第3条 (略) (1)・(2) (略) 2 (略) (1)・(2) (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の規定は令和6年2月1日から適用する。